

スターティアラボソフトウェア共通約款 新旧対照表

旧	新
<p>第1条（本共通約款の目的）</p> <p>—略—</p> <p>3. 本契約の申込書の約款、ソフトウェア別特約、及び本共通約款の規定が重複又は矛盾する場合の優先適用順位は以下の各号のとおりとします。</p> <p>（1）第1順位 <u>本契約の申込書の約款</u></p> <p>（2）第2順位 <u>ソフトウェア別特約</u></p> <p>（3）第3順位 <u>本共通約款</u></p>	<p>第1条（本共通約款の目的）</p> <p>—略—</p> <p>3. 本契約の申込書の約款、ソフトウェア別特約、及び本共通約款の規定が重複又は矛盾する場合の優先適用順位は以下の各号のとおりとします。</p> <p>（1）第1順位 <u>ソフトウェア別特約</u></p> <p>（2）第2順位 <u>本共通約款</u></p> <p>（3）第3順位 <u>本契約の申込書の約款</u></p>
<p>第3条（著作権等の帰属）</p> <p>—略—</p>	<p>第3条（著作権等の帰属）</p> <p>—略—</p> <p><u>5. お申込者が、本ソフトウェアに登録したコンテンツ及び本ソフトウェアを使用して第三者に公開又は送信したコンテンツ（以下「登録コンテンツ」といいます。）の著作権は、お申込者又はお申込者に権利を許諾する者に帰属するものとします。</u></p> <p><u>6. お申込者は、登録コンテンツに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、速やかにラボに申立ての事実及びその内容を通知するものとします。お申込者は、ラボの故意又は過失によ</u></p>

	<p><u>る場合を除き、第三者からなされた申立てを自らの責任と費用負担にて解決するものとし、ラボに損害賠償の負担等を求めないものとし</u>ます。</p>
<p>第8条（禁止コンテンツ等）</p> <p>1. お申込者は、次の各号に該当するコンテンツ（以下「禁止コンテンツ」といいます。）を本ソフトウェアに登録すること、<u>及びラボの管理するサーバーにアップロード</u>することができないものとします。</p> <p>(1) アダルト、暴力、違法行為や自傷・自殺、動物虐待の誘引、ギャング、猟奇もの、公序良俗に反する、もしくは反するおそれのあるもの。</p> <p>(2) 犯罪行為、もしくは犯罪のおそれのある行為を行うことを目的としたもの。</p> <p>(3) 他人の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害する、もしくはするおそれのあるもの。</p> <p>(4) 他人の財産、プライバシー、肖像権又はパブリシティ権等を侵害する、もしくはするおそれのあるもの。</p> <p>(5) 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷する、もしくはするおそれのあるもの。</p> <p>(6) 法令に違反する、もしくは違反するおそれのあるもの。</p> <p>(7) 特定の宗教、人種、国もしくは地域の出身者、性的指向又は性別その他標的となりやすいグループへの差別的言動、偏った言及又は解釈など、中傷的または悪意のあるもの</p>	<p>第8条（禁止コンテンツ等）</p> <p>1. お申込者は、次の各号に該当する<u>登録</u>コンテンツ（以下「禁止コンテンツ」といいます。）を本ソフトウェアに登録すること<u>又は本ソフトウェアを使用して第三者に公開又は送信</u>することができないものとします。</p> <p>(1) アダルト、暴力、違法行為や自傷・自殺、動物虐待の誘引、ギャング、猟奇もの、公序良俗に反する、もしくは反するおそれのあるもの。</p> <p>(2) 犯罪行為、もしくは犯罪のおそれのある行為を行うことを目的としたもの。</p> <p>(3) 他人の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害する、もしくはするおそれのあるもの。</p> <p>(4) 他人の財産、プライバシー、肖像権又はパブリシティ権等を侵害する、もしくはするおそれのあるもの。</p> <p>(5) 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷する、もしくはするおそれのあるもの。</p> <p>(6) 法令に違反する、もしくは違反するおそれのあるもの。</p> <p>(7) 特定の宗教、人種、国もしくは地域の出身者、性的指向又は性別その他標的となりやすいグループへの差別的言動、偏った言及又は解釈など、中傷的または悪意のあるもの</p>

<p>(8) 不正確な医療情報を含むもの、違法又は過度な薬物の消費、未成年者による薬物、アルコール、たばこの消費を助長するもの</p> <p>(9) 風俗営業、インターネット異性紹介事業、連鎖販売取引、有害玩具、靈感商法の広告を含むもの</p> <p>(10) ラボ及びラボのグループ会社の運営を妨げ、もしくは信頼を毀損する、又はするおそれのあるもの。</p> <p>(11) アップル社又はグーグル社の規約で禁止されているもの。</p> <p>(12) その他ラボが不適切と判断したもの。</p> <p style="text-align: center;">—略—</p>	<p>(8) 不正確な医療情報を含むもの、違法又は過度な薬物の消費、未成年者による薬物、アルコール、たばこの消費を助長するもの</p> <p>(9) 風俗営業、インターネット異性紹介事業、連鎖販売取引、有害玩具、靈感商法の広告を含むもの</p> <p>(10) ラボ及びラボのグループ会社の運営を妨げ、もしくは信頼を毀損する、又はするおそれのあるもの。</p> <p>(11) アップル社又はグーグル社の規約で禁止されているもの。</p> <p>(12) その他ラボが不適切と判断したもの。</p> <p style="text-align: center;">—略—</p>
<p>第 13 条（秘密保持）</p> <p style="text-align: center;">—略—</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、お申込者及びラボは、次の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができるものとします。</p> <p>(1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合</p> <p>(2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、<u>金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合</u></p>	<p>第 13 条（秘密保持）</p> <p style="text-align: center;">—略—</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、お申込者及びラボは、次の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができるものとします。</p> <p>(1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合</p> <p>(2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、<u>証券取引所の規則、命令若しくは要請に従い開示する場合</u></p> <p>(3) <u>ラボが、再委託先に対して秘密保持義務を課した上で、業務を遂</u></p>

<p style="text-align: center;">—略—</p>	<p style="text-align: center;">行するために必要な秘密情報を開示する場合</p> <p style="text-align: center;">—略—</p>
<p>第 16 条（免責）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ラボは、本ソフトウェアについて、明示黙示を問わず、商品性、お申込者の特定の目的への適合性と合致することを保証しないものとします。 2. ラボは、本ソフトウェアの機能がお申込者の要求と完全に合致すること、並びに本ソフトウェアの作動に中断やエラーがなく完全であることまでを保証しないものとします。 3. ラボが第 6 条（メンテナンス等による一時停止）に基づき、本ソフトウェアの使用許諾を一時停止し、又はトラフィックの制限等の措置を行った場合において、お申込者に損害が発生したとしても、ラボは、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。 4. 前各項の場合、お申込者は月額費用等の免除を受けることはできません。 	<p>第 16 条（免責）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ラボは、本ソフトウェアについて、明示黙示を問わず、商品性、お申込者の特定の目的への適合性と合致することを保証しないものとします。 2. ラボは、本ソフトウェアの機能がお申込者の要求と完全に合致すること、並びに本ソフトウェアの作動に中断やエラーがなく完全であることまでを保証しないものとします。 3. ラボが第 6 条（メンテナンス等による一時停止）に基づき、本ソフトウェアの使用許諾を一時停止し、又はトラフィックの制限等の措置を行った場合において、お申込者に損害が発生したとしても、ラボは、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。 4. <u>ラボは、お申込者による本ソフトウェアの誤使用が原因で発生した損害については、一切責任を負わないものとします。</u> 5. 前各項の場合、お申込者は月額費用等の免除を受けることはできません。